

広報菽
1月号掲載
(令和7年度)

定期購入になってませんか？



相談事例

「初回お試し900円・定期縛りなし」の健康食品をスマホで注文しました。1回だけと思っていたら2回目が届いたので連絡をしたところ、2回目以降は9,000円で、4回縛りの定期購入契約になっていました。

相談事例

SNSで、定価1万円のシミ取りクリームが特別価格約2,000円という広告が表示され、“いつでも解約可能な”定期コースと認識して注文しました。しかし、初回の商品が肌に合わず解約したいと連絡したところ、初回で解約する場合は定価の差額約8,000円を支払う必要があると言われました。

アドバイス

1回限りの購入ですか？
2回目以降の価格はいくらですか？

定期縛りなしという記載は、1回限りという意味ではない可能性があります。また「〇〇コース」や「定期」「無期限」などの表示があれば**2回目以降も届きます**。初回価格と、2回目以降の価格は違います。

解約の方法はどうなっていますか？

1回限りで、**簡単に無料で解約できますか？**
返品特約や解約条件は事前に確認しておく必要があります。

トラブル回避のために、契約条件が書かれている画面と最終確認画面は**スクリーンショット（画像保存）**をするなど証拠を残しておきましょう

